



山形県公報

令和7年7月11日(金)
第620号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……765

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……766
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……769
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……770
- 同……………(同) ……同
- 同……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(最上総合支庁建設総務課) ……771

### 公 告

- 令和7年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用・産業人材育成課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……772

### 正 誤

## 規 則

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第51号

#### 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(平成18年3月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「80万円」を「80万9千円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

### 山形県告示第533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|----------------------------------|---------------------------------|-------------|----------|
| SOMPOケア株式会社<br>東京都品川区東品川四丁目12番8号 | SOMPOケア新庄金沢 訪問介護<br>新庄市金沢1863-1 | 重度訪問介護      | 令和7.7.31 |

### 山形県告示第534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日   |
|------------------------------|---------------------------|-------------|---------|
| 社会福祉法人幸春会<br>米沢市徳町210番地1     | ケアセンターマロニエ<br>米沢市徳町210番地1 | 居宅介護        | 令和7.7.1 |
| 社会福祉法人幸春会<br>米沢市徳町210番地1     | ケアセンターマロニエ<br>米沢市徳町210番地1 | 重度訪問介護      | 同       |

### 山形県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|------------------------------|---------------------------|-------------|----------|
| 株式会社鈴木ファーム<br>米沢市広幡町上小菅473番地 | ケアセンターマロニエ<br>米沢市徳町210番地1 | 居宅介護        | 令和7.6.30 |
| 株式会社鈴木ファーム<br>米沢市広幡町上小菅473番地 | ケアセンターマロニエ<br>米沢市徳町210番地1 | 重度訪問介護      | 同        |

### 山形県告示第536号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 もがみ中央農業協同組合  
 代表理事組合長 押切 安雄  
 新庄市大字福田字福田山711番地73

2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日    |
|---------------------------|-----|------------|----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |          |
| 菅 徹<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和7年7月1日 |
| 五十嵐 佳<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |
| 二ノ宮 涉<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |
| 早坂 貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |          |
| 沼澤 圭治<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |
| 二戸 広平<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |
| 井上 政良<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 小嶋 広弥<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 山本 周平<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 柿崎 拓<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左 |            |          |
| 高橋 徳彦<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 門脇 透<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左 |            |          |
| 片桐 達也<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 笠原 孝志<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 高橋 浩太<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 沼澤 大典<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 坂井 義宏<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |            |          |
| 大場 駿平<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 西嶋 信一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |
| 石山 賢一<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 五十嵐 孝<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |          |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 八鍬 広美<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 後藤 陽一<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 八鍬 重孝<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 矢口 圭介<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 柿崎 義隆<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 黒木 敬<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 早坂 一紀<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 大友 賢吾<br>もみ、玄米、そば       | 同 左 |
| 渡部 大祐<br>もみ、玄米、そば       | 同 左 |
| 矢口 誠<br>もみ、玄米、そば        | 同 左 |
| 庄司 健二<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 佐藤 祐一郎<br>玄米、大豆、そば      |     |
| 堀米 亮<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 坂井 鉄平<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 杉原 貴文<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 矢口 渡<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 奥山 圭<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 後藤 貴康<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 佐藤 洸史<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 土田 慎平<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 小野 和哉<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 野口 大輔<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 永遠<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 長南 尋斗<br>もみ、玄米          | 同 左 |

|                         |     |  |
|-------------------------|-----|--|
| 佐藤 唯恩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 海藤 新吾<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 佐藤 暢祥<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |

**山形県告示第537号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 監 事      | 東 海 林 雅 之 | 東村山郡中山町大字向新田19番地 |

**山形県告示第538号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
伊佐沢土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市上伊佐沢3060番地
- 3 認可年月日  
令和7年6月30日

**山形県告示第539号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営上野新田地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営上野新田地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和7年7月15日から同年8月14日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第540号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和7年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白石上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|-------------------------------|------|--------------------|--------|
| 上山市高野字高野原310番1から<br>同 315番3まで | 旧    | 8.6メートル<br>} 8.6   | 40メートル |
| 同 上                           | 新    | 10.2メートル<br>} 10.2 | 同 上    |

**山形県告示第541号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和7年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長    |
|------------------------------|------|-------------------|--------|
| 上山市高野字念仏檀94番3から<br>同 107番3まで | 旧    | 23.4メートル<br>} 8.1 | 37メートル |
| 同 上                          | 新    | 38.4メートル<br>} 8.1 | 35メートル |

**山形県告示第542号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長       |
|---------------------------------------------|------|-------------------|-----------|
| 西村山郡朝日町大字玉ノ井字高野山丙553番から<br>同 大谷字千代田1374番4まで | 旧    | 19.6メートル<br>} 9.3 | 1,260メートル |
| 同 上                                         | 新    | 96.8メートル<br>} 9.3 | 同 上       |

山形県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。  
 令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字川口字川口1822番から<br>同 2790番1まで | 旧    | 87.7メートル<br>} 15.3 | 160メートル |
| 同 上                                | 新    | 87.7メートル<br>} 24.7 | 同 上     |

**公 告**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
 令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時  
令和7年9月12日（金）午前11時から
  - (2) 場 所  
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室
- 2 試験を実施する職種及び科目
  - (1) 職 種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
  - (2) 科 目  
指導方法
- 3 試験の対象者  
職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者
- 4 受験手続  
受験申請書を令和7年8月4日（月）から同月15日（金）までの間に産業労働部雇用・産業人材育成課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月4日（月）から同月15日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。
- 5 全免除者の受験手続  
実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、4の提出期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せ

て職業訓練指導員免許の申請手続を行うことが可能である。

## 6 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2378）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、起震車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 令和7年7月30日（水） 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 起震車 1台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和8年3月31日（火）

(4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁車庫

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」とい

う。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年7月22日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（木）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Earthquake simulation vehicle Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 30, 2025

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤   | 正   |
|-------------|------------|-----|---|-----|-----|
| 令和 7. 2. 28 | 第582号      | 150 | 1 | 第2号 | 第1号 |
| 同 4. 4      | 第592号      | 366 | 4 | 第2号 | 第1号 |

令和7年7月11日印刷 発行所 山形県庁  
令和7年7月11日発行 発行人 山形県